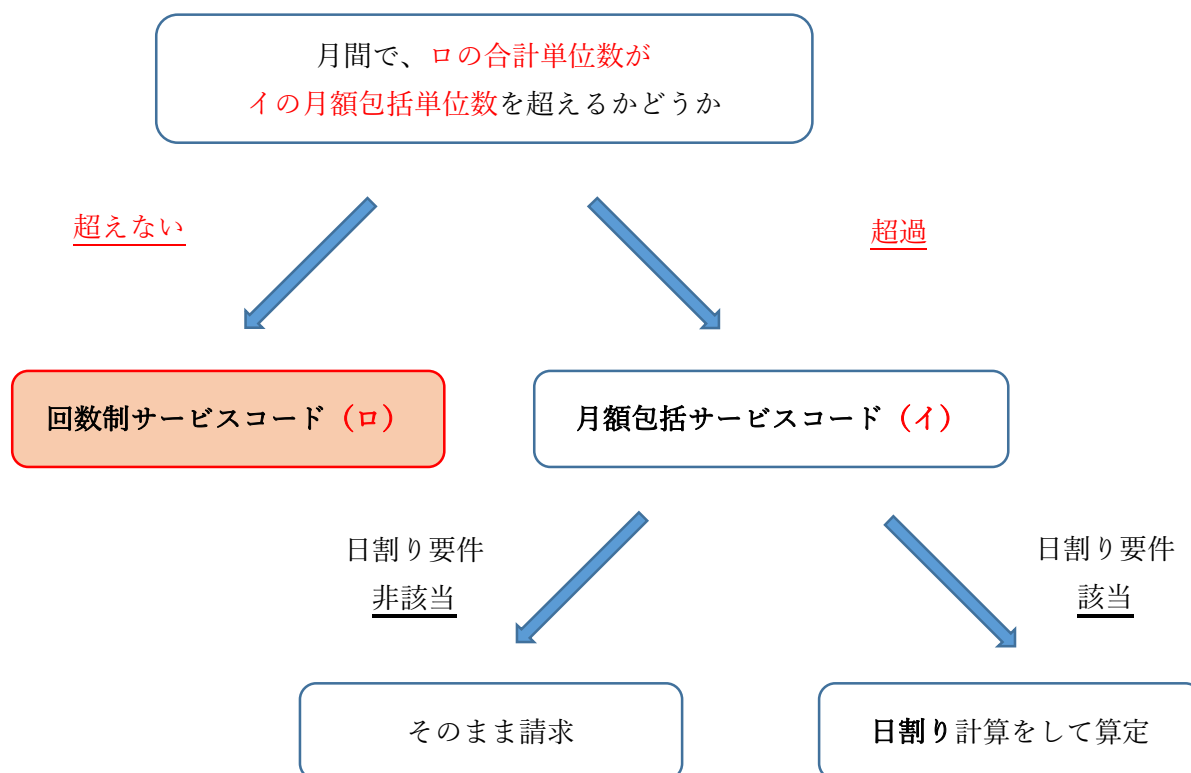


介護予防・日常生活支援総合事業相当サービスにおける
回数制サービスコードの導入に係るQ&A（訪問型サービスのみ）
（報酬改定に伴う令和6年4月からの取り扱いに伴う変更）

Q1 「回数制サービスコード」で算定する場合と「月額包括サービスコード」で算定する場合の違いは何ですか？

A1 1週当たり〇回程度とプランに位置付けた場合で、同一月内に、利用者のロの（1）から（3）の合計単位数（実績ベース）がイの（1）から（3）の月額包括単位数内であれば「回数制サービスコード（ロ）」を用い、超過すれば「月額包括サービスコード（イ）」を用いて算定してください。なお、「月額包括サービスコード」については、状況に応じて日割り計算をして算定を行ってください。



※主な日割り要件（起算日）

- ・区分変更（変更日、契約日及び契約解除日）
- ・サービス事業所の変更（契約日及び契約解除日）
- ・利用者との契約開始・解除（契約日・契約解除日）
- ・介護予防短期入所生活介護の入所・退所（入所日の前日・退所日の翌日）

その他の要件は、各自ご確認ください。

Q 2 月の途中で、やむを得ず利用する介護サービス事業所が変更になった場合、算定はどうなりますか？

例) 週1回程度のサービス利用

A事業所のサービス提供 2回(ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス)

B事業所のサービス提供 2回(ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス)

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7 ●訪問	8	9	10	11
12	13	14 ●訪問	15	16 A事業所と 契約解除	17	18
19	20 B事業所と 契約	21 ●訪問	22	23	24	25
26	27	28 ●訪問	29	30	31	1

A 2 1週当たり1回程度(イ(1))の月額包括単位数(1,176単位)に対して、合計単位数(ロ(1)×4回=287単位×4=1,148単位)が超えていないため、それぞれの事業所において回数制サービスコード(ロ)を用いて算定します。

●訪問

訪問型独自サービス 21 SC: A 2 2 4 1 1

A事業所 287単位 × 2回 = 574単位

B事業所 287単位 × 2回 = 574単位

Q 3

訪問型サービスについては、区分によらず算定のため、変更なし。

A 3

Q 4 月の途中で、介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合、算定はどうなりますか？

例) 要支援 1

週 1 回程度のサービス利用（ロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス）
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）を 2 日間利用

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3 ●訪問	4
5	6	7	8	9	10 ●訪問	11
12	13	14	15	16	17 ●訪問	18
19	20	21	22	23	24 ●訪問	25
26	27	28	29 ショートステイ	30 ショートステイ	31 ●訪問	1

A 4 1 週当たり 1 回程度（イ(1)）の月額包括単位数（1,176 単位）に対して、合計単位数（ロ(1)×5 回=287 単位×5=1,435 単位）が超えているため、月額包括単位数での請求となり、介護予防短期入所生活介護の利用は、月額包括報酬の日割り要件のため、月額包括単位数（日割り）での算定となります。

なお、月額包括単位数内だった場合は、回数制サービスコード（ロ）を用いて算定します。

●訪問

訪問型独自サービス 1 1 日割 SC : A 2 2 1 1 1

3 9 単位 × 2 9 日 = 1, 1 3 1 単位

Q5 月の途中で、利用者の状態変化に伴い、サービス提供の回数が増減した場合、算定はどうなりますか？

例) 要支援1

週2回程度の訪問型サービス利用で、週1回程度に回数が減少した
 (いずれもロ(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービス)
 利用者及びその家族の同意を得て、サービス提供票の変更を行った

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1	2	3	4
5 ●訪問	6	7	●訪問(中止)	9	10	11
12 ●訪問	13	14	●訪問(中止)	16	17	18
19 ●訪問	20	21	●訪問(中止)	23	24	25
26 ●訪問	27	28	●訪問(中止)	30	31	1

A5 サービス提供票の内容に基づいたサービスコードを用い、実績に応じて月額包括単位数内であれば回数制サービスコード(ロ)、月額包括単位数超過であれば月額包括サービスコード(イ)を用いて算定します。

この例では、支給区分が週2回程度から週1回程度に変更となり月額包括単位数のため、回数制サービスコード(ロ)を用いて算定します。

※利用者の状態変化に対して、サービス提供回数等に変更が生じた際には、必ず新たな利用者の状態に応じたサービス提供票を作成してください。

サービス提供票が変更されていない場合は、変更前の支給区分での請求(回数実績)となりますのでご注意ください。

●訪問

訪問型独自サービス 21 SC: A 2 2 4 1 1

287単位 × 4回 = 1,148単位